

平成19年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

平成19年12月18日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田貢君	14番	石川庄太郎君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君

出席説明員 (12名)

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
市民部長	北田和雄君	生活環境部長	木内和郎君
福祉部長	榎本豊君	都市建設部長	氏井博君
学校教育部長	並木清志君	社会教育部長	窪田きく江君

議事日程

[総務委員会審査報告 日程第1]

第1 第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例

[厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第4]

- 第 2 19第 8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情
- 第 3 19第 9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情
- 第 4 19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情

〔建設環境委員会審査・調査報告 日程第5～日程第9〕

- 第 5 第66号議案 東大和市産業振興基本条例
- 第 6 第81号議案 市道路線の変更について
- 第 7 第82号議案 市道路線の認定について
- 第 8 第83号議案 市道路線の廃止について
- 第 9 立野一丁目土地区画整理事業の施行について
- 第10 議第10号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第11 議第11号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第12 議第12号議案 柏崎刈羽原子力発電所の徹底的な安全確認を求める意見書
- 第13 議第13号議案 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書
- 第14 陳情の付託について
- 第15 閉会中の特定事件調査について
- 第16 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第16まで

午前 9時34分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第1 第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） おはようございます。ただいま議題に供されました第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は平成19年12月12日に開催し、説明員に副市長ほか関係部長の出席を求め審査を行いました。

質疑は次のとおりです。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入り、市民会館の指定管理者を導入するに当たりましてメリット、デメリットを教えてくださいとの問いに、まず導入のメリットですが、芸術文化や自主事業等の専門性を有する職員が常勤することになり、そうしたことで利用者が現状より芸術文化の知識等を享受することが大きくなるのが挙げられ、また指定管理者が独自に事業を行うことができる。そのようなことから芸術文化の鑑賞の機会がふえてきます。また指定管理者の提案によっては利用料が安くなること、あるいは民間事業者のノウハウを導入することにより施設の管理運営が効率的になることが考えられます。こうしたことから市民サービスの向上が図られるということが一番の大きなメリットであると考えていますとのほかに、次にデメリットですが、営利企業が指定管理者になることが考えられ、そうしたことから施設利用の平等あるいは公平性の確保、適正な管理運営、そういったことができるかどうか懸念される部分がありますが、地方自治法あるいは今後締結いたします協定書の中で定める現地調査や事業報告書、こういったもので業務チェックをし、また監査委員による監査も実施できます。こういったことからデメリットも解消できるものと考えています。

また今回条例改正に当たり、平成20年1月1日施行と21年4月1日施行分の規則等についても、同時に同じように二段階方式による改正を行うそうなのですが、との問いに、今回の改正条例については平成20年1月から予定している公募のときに、平成21年4月1日以後の市民会館の運営等について募集要項に記載することがまず挙げられ、応募した法人等に運営の状況を説明する必要があります。こうしたことから、今回は平成20年1月1日施行分と平成21年4月1日施行分をあわせて改正することにいたしました。

次に、規則改正については平成20年1月1日分と平成21年4月1日分に関する改正は別々に施行することを考えており、その理由として平成20年1月1日に施行する分につきましては、条例改正同様に募集要項等に記載することが考えられますので、こういった改正をいたします。平成21年4月1日に施行する分につきましては、今後指定管理者候補者と協定を締結するわけですが、その中で詳細な部分を規定している規則を改正しなければならないことが想定できます。そういったことで、規則につきましては別々に改正を行いたいと考えているとの答弁でありました。

また条例改正が成立した後、市民会館の指定管理に至るまでの具体的なスケジュールをわかる範囲で教えてくださいとの問いに、今後のスケジュールについては12月定例会で改正条例案を可決していただきましたら、

指定管理者を公募する旨を周知するための作業に入らせていただき、それには平成20年1月から2月にかけて募集要項を配布、公募の説明会、施設案内等を行い、その後3月中旬から4月にかけて選定委員会を開催し応募者の審査を行い、5月中旬には仮協定の締結を行い、6月定例会に指定管理者の承認をいただくことを予定していますとのこと。

また2点の質問の中で、市民会館を利用する市民の立場を考え、1点は利用料金は条例では上限を設定されているという認識でいいのか。今利用料、使用料が決まっておりますけれども、これ以下で利用できるという認識でまずいいのかということ。もう1点は、これまで市が行ってきた事業、さまざまなハミングホールで行ってきた事業もあると思われるが、これらの利用方法等、現状今市が直営でやっている場合と、これが指定管理者になった場合に何か手続や料金の関係で変化される、変わっていくことが考えられるのかとの問いに、1点目の料金であります、条例では上限を定めています。その料金については募集要項で公募するときに5年間の計画を立ててもらい、その中でそういった料金が下がる提案があればそれに対応できるということ。条例が通ればその料金が下がるということではなく、上がるということではないけれど、法人の提案により料金も下がる可能性があるということです。2点目の市の行事等の貸しホールの対応については、基本事業計画、5年間の協定または各年度の協定、これを最初に決めるわけで、その中で市の事業に対しても入れてもらい、必要な市の行事についてはとってもらおうという形の対応をとりますので、今までどおりの形で実施できるものと考えております。

また今回の条例改正に当たり包括的な条例をつくって、いわゆる通則ですが、つくって対応するというのが1点、今回については個別条例で対応するとのことですが、その場合のメリット、デメリットがあると思われませんが、包括的なものをつくった上で個別のところを変えていくというふうなところをとった方が、法体系を見た場合非常にきれいになるかと思えます。個別条例で対応していくと毎回の作業は楽になるかもしれませんが、最終的に見た場合に条例の体系として非常に煩雑になるのではないかと危惧されるわけですが、個別条例で対応するというようなところをとった理由について教えていただきたい。また今後包括的なものをつくっていくかどうかについても教えてください。また指定管理者ということで、5年間指定管理の協定を結ぶという形になると思われませんが、万が一指定取り消しになった場合のセーフティネットについて、人的、物的、金銭的な担保を市としてはどのようにとるのかについて教えていただきたいとの問いに、包括的な条例と個別条例の対応についてはさまざまな議論はありました、今後指定管理にしていく施設、体育館といったところも計画はあるわけですが、それにつきましてはそれぞれの設置条例に基づいて施設の管理——新たに施設をつくり、そういう他市の指定管理という目標であれば包括ということも非常にメリットがあると思いました。今回はそういう既存の施設の運営を変えていくという手法であり、それぞれの施設ごとの業務の範囲、いろいろ個別に判断する項目が非常に多く、包括的な手続条例ですと個々の細かいものが、個別条例を定める必要が出てきますので、そうすると包括的なものの役割が非常に限定されてくるということがあります。そこで包括的な条例をつくり、かつ個々の条例の改正と、そういった点では余り包括的な部分の役割が少ないものですから、市の方針といたしましては個別条例の中で、それぞれ指定管理に向けての内容を細かに表現していきたいということで方向づけいたしました。今後につきましても、この個別条例でいきたいというふうに考えています。

また取り消しの事例でございますが、26市で取り消しの事例はありません。また取り消しがあつたときの担保についてですが、次点という候補者を決めさせていただき、ほかの法人等をお願いして一時期をしのぐという形になることも考えられます。それでだめだということになれば、次の指定管理者が決定するまでの間、一

時的に市が最終的にやらざるを得なくなるときもあるかもしれないとは考えておりますとの答弁があり、またそれでもだめだったら市が直営でとのお話がありましたが、市が直営でやりますということだけでは担保になりませんので、担保される金銭的担保の裏づけについて詳しく教えてくださいとの問いに対して、条例及び規則においても最終的には市長がやれるということで、その条例、規則の読みかえもできるということになっておりますので、そういった意味合いでは条例での担保はできていると思います。市がやるということになりますので、当時やっていた職員等にはお願いをしながら、所管する部署で対応を考えていきたいと考えておりますとの答弁があり、また金銭的などところで取り消し後の不安があるけど、例えば予算の流用ができないのか、新たに補正を組んで対応しなければいけないのか教えてほしいとの問いに、市が直営になるということはなかなかそこまで想定は非常にないとは思っておりますが、そういう事態が生じた際には指定管理としての予算の出し方があり、これは単年度で予算計上して委託経費として指定管理者との契約で行うわけで、それが執行できない、あるいは取り消しになった場合については、直営での費用の予算の科目のとり方を改めて組み直すといった方法論でいたしたいと考えておりますとの答弁があり、また指定管理者になっても市民会館条例の第1条は変わらないわけで、この条例は、市民の芸術文化活動の振興を図るため市民会館を設置し、と変わらないという確認でいいですかの問いに対して、この第1条の目的に関しては変更はないとのこと。この件につきましては指定管理者になってもこの精神でやるということ、そのことを確認したかった。芸術文化活動の振興を図るためといったら、鑑賞だけではなく市民みずから創作、発表、そういった活動も市民会館が行うという解釈でよろしいのかとの問いに対し、今回はそれにつきましても現状市民会館で足りていない部分、こういうものにつきましても応募者から提案をしていただき、できるものはやっていきたいと考えているとの答弁がありました。

また営利企業が入って利益を得るような事業をやるとすれば、鑑賞事業での回数をふやすという話になると思われますが、この市民会館をつくる時に利益を得る規模というのはどのぐらいだろうという議論も盛んにされた中で、東大和市の身の丈に合った会館づくりをしていこう、これが中心になった経過がある中で、その1条の関係、そして市民が使いやすいという点からすれば、年間を通じて行う使用日数などが決まってしまう、現在市内の歌のサークルなど年間を通じての計画があり、そこで発表を楽しみにしている方々が大勢いると思われるが、そういったことに対する担保ということについては、この改正条例の中ではどのあたりに記載があるのでしょうかとの問いに対して、条例、規則ではありませんが、今後募集するに当たり仕様書を作成し、その仕様書の中で指定管理者は、自主事業を計画する場合には市民の施設利用に配慮することを規定したいと考えています。特に市民利用の多い土曜日あるいは日曜日、こういったものにつきましては指定管理者が主催する事業は、それぞれの月の土曜、日曜、祝日の半数以下の日数になるように定めたいと考えており、これにつきましては協定書にも規定しています。また指定管理者の利用状況の把握といたしましては、最初の申請のときに提出いただきます事業計画書によりましてチェックするとともに、協定書を締結に調整することになり、この仕様書につきましても協定書にも規定しているところです。指定管理者が行う事業がふえるという部分が一番大きいかなと考えており、現状の指定管理者の導入につきましても、現状の利用率が74%以上の利用率もありますので、やはりそれは大事にしなければいけないということがあります。現状を維持しつつプラスアルファの市民サービス、指定管理者を入れて市民サービスをやっていきたいとの考え方はありますので、協定書でもいろいろと事業が出てきますので、そのときに調整をして、どのぐらいのものをやっていくかというものを考えながら協定書に盛り込み、実施していただくということです。

また市民の団体の方々の年間計画書を協定書の中に入れるとのことだったのですが、そういった方々の意見を反映できる場が必要だと思われ、条例の中ではどういうふうに担保されているでしょうかとの問いに対して、条例の中で規定しております協定書がございますが、その協定書の中に市民からのこういったものにして下さいといったアンケート調査、そういうものに対する利用の調査、これを市の方に提出していただく形になり、それについて提出したものをもとに市の所管部との連絡調整会議をつくり、そういったことに対して状況を調整していくと考えていますとの答弁があり、また改正では年間の実績報告、これは市民からの公開請求によって公開できる文書かどうか教えてくださいの問いに対して、協定書におきましては適時公表しなさいということを行いたいと考えており、その内容として管理業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況、管理経費の収支の状況、そういったものを公表していただきたいとお願いし、提案によりホームページのそういったものを公表していくことも考えられ、基本的には公表していくという考えですとの答弁がありました。

また答えに対して、公表ではなくて、市が運営している場合、市民会館で事務をやっている職員の方がつくった文書はすべて公開対象であり、指定管理者になったら全部公開、請求すれば公開されるのかという問いに対して、東大和市の情報公開条例の中でも公の施設の指定管理者の情報公開という項目があり、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講じるよう努めるものと決められています。情報公開は市が直営でやっていた場合と同様な扱いであると考えていますとの答弁があり、またロビーコンサートを無料でやっておりますが、指定管理者制度になり有料になるのではないかの問いに対して、これにつきましても募集のときにお配りする募集要項でも、ロビーコンサートに対しては無料というものを出し続けていきたいと提案はさせていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

また現在直営でやっている部分、直営ではできなかったけれども、民間になったらできるものはありますかの問いに対して、最初に募集する際に提案型の募集を行い、その中で民間からの積極的な提案を受け入れた中で選定していきたいと考えているとの答弁をいただきました。

またさまざまなきちんとした形をとって、それでもすぐわない営利企業が入ってくる可能性もあると思われ、条例の中で、一般的に民間企業では契約の際、保証金や保証負担金などを設ける形が一番一般的であると考えますが、そういったものを盛り込む考えはあるのかの問いに對しまして、基本的には提案事項になります。そういった保証金等は市は求める考えはないとの答弁がありました。

また26市の中で指定管理者制度を導入し、撤退するような例はないかとのことであつたが、全国では帯広市の児童保育センターであつたり、東松島市のゆふとという施設は途中で指定管理者が撤退してしまったケースがあるのですが、こうした失敗を市の今回の指定管理者制度導入に当たり生かせることはあると考えるが、そういった検証を行うつもりはあるかどうかという問いに對し、ほかの自治体等での取り消し事例に關しましてはもう一度検証を進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

またこういった指定管理者に対する監視ということに對しては、報告会、運営会議を設けることはないんですかの問いに對し、運営委員会ということは考えていませんとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論を終了し、第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおりの可決に異議あり、起立採決になりました。原案どおり可決することの賛成に、起立多数により本案を原案どおり可決と決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○5番（長瀬りつ君） 済みません、1点だけ伺います。

指定管理者にする場合には、行政処分なんですから、議会が議決をしないと指定管理者、できないんですよね。議会が承認するという非常に重い役目を議会が負うわけですが、選定、それから議会が承認するに当たってですね、仕様書だとか事業計画書だとか、いわゆるそういったものをきちんと事前に議会の方に報告をする、提出をする、説明をする、そういうのは条例の中のどこで担保されているのかという質疑はあったのでしょうか。

○15番（関田正民君） ちょっと待ってください。ありました。

仕様書ですよ。議会に報告というか、貸し出しの中のですよね、その中ですべての市民からの提案、それからそういうことの仕様書によって計画、実行するという承認を得るということは答弁の中にありました。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔2番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） 私は日本共産党東大和市議員団を代表して、第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

今回の一部改正の主なもの、市民会館の管理運営を指定管理者に行わせるためのものです。委員会の審議を通じて幾つかの問題点が明らかになりました。

市民会館は条例第1条で、設置の目的として市民の芸術文化活動の振興を図るために設置し、と書いてあります。これは市民会館が演劇や音楽を鑑賞する場を提供するだけでなく、市民みずからが芸術の創作や発表を行える拠点の施設であることをうたっています。市民の自主事業を保障するに当たって、指定管理者と結ぶ協定の中で会館利用可能回数の半分以上を確保するつもりであると説明されましたが、条例では保障されておりません。市民サービスが向上すると説明されておりますが、その保障がありません。市民会館が指定管理者によって利益を追求する事業が優先となれば、設置目的から外れていくことが危惧されます。営利企業も指定管理者として応募できる条例となっているので、そこに問題があります。

市民会館の管理と運営について明瞭な情報公開が必要です。しかし指定管理者は、東大和市情報公開条例でいう情報公開を行う対象になっておりません。情報公開を何によって担保するのか。委員会の審議の中での説明は、指定管理者との協定によって決めるというものでした。市直営の場合は、市の条例により情報公開がされるのとは大きな違いがあります。指定管理者と指定された営利企業が利益優先の管理運営を進めたとき、そこに働く職員の適正な労働条件が確保できるのか疑問です。労働基準法などの関係法令の遵守と遵守する職員には、業務に見合った賃金、労働条件が確保されるよう市の指導が行き届くのかについては市の説明は明確ではありませんでした。

以上、指定管理者制度の安易な適用は、市民会館の目的、ひいては市民の利益と労働者の利益を損なう可能性があります。大事な部分が指定管理者と結ばれる協定に依存するものとなっており、営利主義によって市民

会館の本来の目的が踏みにじられる可能性を排除するものとはなっておりません。よって日本共産党東大和市議員団は、第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に反対いたします。

[2 番 西川洋一君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第2 19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情

日程第3 19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情

日程第4 19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情

○議長（佐村明美君） 日程第2 19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情、日程第3 19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情、日程第4 19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情、以上陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、下条 学議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 下条 学君 登壇]

○20番（下条 学君） 平成19年第5回東大和市議会厚生文教委員会の報告を行います。

ただいま議題に供されました19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情、19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情、19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情、以上3陳情につきまして厚生文教委員会の審査経過及び結果を報告いたします。

本委員会は平成19年12月13日に開催し、説明員に副市長、教育長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情について審査の御報告を申し上げます。

平成18年度の当市の行政報告の中に、歯周疾患検診の受診者で精密検査を受けた方の状況についてとの質疑に、350名の受診において82%、287名の方が精密検査を要するとの結果が出ている。

また8020運動により国民医療費節減を進めるために、市として歯周病の定期的管理にどのように対応していくのかとの質疑に、改めて歯の健康状態に関心を持っていただけるように、定員をふやしたりしてこの検

診を進めていきたいとの話がございました。

次に、診療報酬の改定で市はどのように把握をされているのかとの質疑に、かかりつけ歯科医の初診料、再診料、在宅医療での歯科訪問診療の指示書加算の廃止、また歯科の初診料の点数が180点と医科の初診料の3分の2と総合的に低くなっているとのことでした。

以上、質疑を終了し、討論なく、19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情は採択と決しました。

次に、19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情の審査報告を行います。

陳情中にある多摩市の改修工事代金と東大和市のテニスコート4面を砂入りコートにすると5,000万円かかるとの違いは何かとの質疑があり、多摩市の改修工事の方法と説明があり、多摩市の場合は全面改装ではなく一部の改修であったとの説明がございました。

市の体育施設の利用状況はどのようになっているかとの質疑に対し、このテニスコートの利用率は60.6%、5,712件の利用で、17年8月にテニス連盟等から改修の要望書が上がり、17年11月29日付で財政状況が大変厳しい中、残念ながら実施のめどが立っていないということと、今後財政状況が好転した時点で改めて検討していきたいとの回答をさせていただいたとの御報告がございました。また毎年実施計画の調査があるので、担当課としては予算要望を企財部の方に提出しているとのことでした。

次に、市としてスポーツ施設の維持管理の状況についての質疑に対し、上仲原公園の施設と体育館、プール、桜が丘市民広場、小・中学校の校庭、体育館等の管理の財政状況と、現在はプールの管理に必要な費用が迫られているとの状況であり、全体的に老朽化していることを認識しているとのことでした。また市としてスポーツに対する位置づけ、考え方については、現在ある施設を活用していただき施設の危険な場所の改修に努めるのが現状ということでした。

多くの利用者として——過去にもそのようなこともあり、実施計画に上げていることを十分踏まえた上で、質疑、討論を終了し、趣旨採択されたいとの動議が上がり、採決の結果、趣旨採択と決しました。

次に、19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情について審査の報告を行います。

この医療制度により75歳以上の方の保険料負担がどうなるのか、市財政にとってどういう影響があるのか、この医療制度になると医療報酬も別建てになり、その骨子などについて特徴点等を伺いたいとの質疑に対し、1人当たりの平均が東京都全体で9万円ということが出ている。年金収入183万円ぐらいの人たちにつきましては、この医療制度の方が国保の保険料よりは安くなる。固定資産の資産割を想定し計算をすると、年金収入203万円程度の方まで保険料が安くなるという状況で、市財政への影響は今まで老人医療制度で各保険者が75歳以上の方の医療費を拠出し、国保も老人医療制度へ18年度で14億円程度の拠出額があり、この医療制度になりますとこれがなくなります。後期高齢者医療に対する支援金として、この医療制度でかかる医療費の約4割を現在世代の人たちが拠出するので、それほど変わらないのではないかとのことでした。

診療報酬の骨子については、後期高齢者の心身の特性を踏まえた医療、生活を重視した医療、その家族が安心、納得できる医療、74歳以下の者に対する医療と連続しているもので、75歳以上であることで変わりなく、これらの視点を十分踏まえて医療体系を構築すべきであるとの骨子としてうたわれております。

診療報酬体系が別建てではとの質疑に対しましては、12月7日の中医協の診療報酬基本問題小委員会において、新たな診療報酬は別建てにしないと発表されているとのことでした。

次に、この陳情の中止・撤回について関係機関に要請ということになっています。現実問題としては、これを中止・撤回ということに関して関係機関に出した場合にどう影響があるかとの質疑に対し、国会で一定の議論を経て法律として施行されています。来年4月に制度がスタートするというので、保険者である広域連合も設置をして準備を進めているということで、これが中止になり凍結ということになりますと、75歳以上の方の保険をどうするかということにもなります。この人たちが、最悪の場合は保険で医療が受けられない状態も生じてくる可能性もないわけではないとの答弁がございました。

質疑を終了し、討論を行いました。

この後期高齢者医療制度への移行によって、第1に市財政も厳しくなるという可能性、懸念が非常に高いと。それから二つ目に、保険料が上がり2年ごとにこれがさらに上がっていくという状況が、これも可能性として非常に高いという点。それからもう一つは診療報酬、要するに医療が後期高齢者、75歳以上の方に対しての医療が制限される可能性が極めて高いという三つの点で、保険料は取られるけれども、実際の医療給付は引き下げられるという可能性が極めて高いということで、これについて採択すべきと賛成討論があり、また今の日本の社会を見ますと、高齢化率がどんどん上がっております。そういった意味では公平な受け方をするためには、どうしても財政的な問題がかかってきています。ですから幅広く公平に納めていただき、お互いに診療を受けるといったことを基本に、後期高齢者医療制度が実施されたというふうと考えておりますし、また本定例会の初日にも当市議会としても財政支援の措置をお願いするということも意見書として上がっております。そういった意味で、この陳情には不採択としたいとの反対討論がありました。

討論を終了し、採決を起立採決により行い、起立少数により本陳情を不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました陳情3件の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情について、日本共産党を代表して採択を求める賛成討論を行います。

統計によれば、東大和市の75歳以上の高齢者はことし1月1日現在5,449名です。行政報告書によると75歳以上の要介護認定者は1,543人で、要介護認定者総数の73.7%に上り、75歳以上の高齢者の28.3%が要介護認定を受けています。そして40%近くが保険料の減免対象になるほど収入も低いのが実態です。

その方々だけを集めて別建ての医療保険をつくるのは、もともと無理があると言わざるを得ません。厚生労働省の大臣官房総括審議官、宮島俊彦氏は、週刊東洋経済11月3日号で、後期高齢者医療制度は当初の制度設計で5年くらいはやっていけるが、その後は財源のあり方が課題になると言いました。みずから設計し、これ

から導入される制度を5年くらいで行き詰まると明言する無責任ぶりです。今議会でも当初の保険料負担が重くなるばかりか、2年ごとの見直しでさらに重い負担になること、市財政をも圧迫する可能性が極めて高いこと、受けられる医療も切り捨てられる可能性が高いことが明らかになりました。これはあれこれの手直しで解決できる問題ではありません。根本に医療費抑制という目的があるからです。

ことし3月に日本医師会が発表したグランドデザイン2007は、日本の総医療費支出が先進諸国並みになるためには、医療費を約10から15%程度引き上げる必要があるとして医療費の大幅増を提言しています。日本医師会は、今テレビコマーシャルを行っています。——退院うれしくないですよ、食事だって食べられないのに。次の病院ですか、全部断られました。毎日の医療措置を素人の家族がやるんですか。長期療養患者の半分が5年後までに強制退院させられる。医療費抑制によるベッド数削減に異議を唱えたい。日本の医療制度が今病んでいる、というものです。

日本の医療を破壊し、高齢者の命と尊厳、生活を踏みにじる高齢者医療の改悪は、一時凍結でなく中止・撤回されるべきです。またこれ以上高齢者に医療負担をかけるべきでなく、70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げについても、当市議会として行わないよう関係機関に要請を行うべきです。

この陳情を採択とするよう訴え、賛成討論とします。

[3番 尾崎利一君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第5 第66号議案 東大和市産業振興基本条例

日程第6 第81号議案 市道路線の変更について

日程第7 第82号議案 市道路線の認定について

日程第8 第83号議案 市道路線の廃止について

日程第9 立野一丁目土地区画整理事業の施行について

○議長（佐村明美君） 日程第5 第66号議案 東大和市産業振興基本条例、日程第6 第81号議案 市道路線の変更について、日程第7 第82号議案 市道路線の認定について、日程第8 第83号議案 市道路線の廃止について、日程第9 立野一丁目土地区画整理事業の施行について、以上議案4件、特定事件1件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました第66号議案 東大和市産業振興基本条例、第81号議案 市道路線の変更について、第82号議案 市道路線の認定について、第83号議案 市道路線の廃止について及び立野一丁目土地区画整理事業の施行について、以上4議案と特定事件調査の1件につきまして、建設環境委員会の審査経過と調査の結果を御報告いたします。

本委員会は、去る12月14日、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査及び調査を行いました。

まず第81号議案から第83号議案の3議案を一括議題に供し、直ちに現地視察を行いました。

本3件につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますことから、直ちに質疑に入りましたが、質疑、討論ともなく、採決に入り、原案どおり可決と決しました。

次に、第66号議案 東大和市産業振興基本条例を議題に供し、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに質疑を行いました。

主な質疑と説明の内容を御報告いたします。

定義の中で商工会法と農業協同組合法が書いてあるが、それ以外の事業の根拠となる法令は載せてないのかとの質疑について、例えば商店会については商店会組織という関係の法律があるが、任意団体なので規定しなかった。

素案の段階で市民の意見を求めたかについては、商工会、農業者には聞いたが市民には聞いていない。

この条例に不足する部分があるが、意見を言えば修正できるのかとのことについては、この条例は基本的な考え方をまとめたものである。実際の産業振興では、今後計画を策定していくことになる。

産業振興なのに基本理念の中に農業、商業、工業しか書いていない。これ以外の産業はどうなるのかに対して、産業基盤が比較的ある農・商・工を中心に産業の活性化を図り、それから各種産業に拡大することを考えている。

また市民の協力が得られる仕組みづくりが大事だが、市民の役割は理解を深めるとしか書いていないということに対して、産業の振興の中では市民の役割は非常に大きなものがある。計画策定の中で十分配慮をして対応したい。市民の協力を得られるような土壌を、この条例をもとに関係者が協力して進めていかなければと考えているとの説明がありました。

またこの条例をつくっていこうという意見や要望は事前にあったのかに対し、17年6月に商工会から条例制

定の要望が出された。意見としては農業委員会から、まず基本条例について理念を定めて、農業、工業、商業等の施策について具体化してほしいとの意見があるとの説明がありました。

また条例は基本理念しかないが、商・工・農、市民合わせた中で夢のあるもの、まちづくりをつくっていく方策が講じられなくてはならないがに対して、人と自然が調和した生活文化都市東大和市の方向性があり、その中で産業をどう振興させていくか、事業者と消費者の意見を聞く場の設定とかを、今後計画の中で議論していくとの説明がありました。

さらに、この条例は産業振興というだけで対象がはっきりしていない。新技術、新事業の開発などの支援を担保する意味で、中小企業とか農業の振興の協議会を設定することは現段階では考えないのかについては、他市の例では商業に特化した条例等があるが、当市では農・商・工の三つを大事な産業として規定した。時代の趨勢に応じて、条例化後は具体化を市民なり事業者と十分議論をしながら進めていくとの説明がありました。

以上で質疑、討論を終了し、採決の結果、第66号議案 東大和市産業振興基本条例を原案どおり可決と決しました。

なお条例制定に当たり、基本計画等の作成に当たっては、市民の意見を聞き、より実効性のあるものを立てるよう努められたいとの附帯決議がありましたことを御報告いたします。

次に、特定事件調査、立野一丁目土地区画整理事業の施行についてにつきまして、調査の結果を報告いたします。

本件は立野一丁目土地区画整理事業において、いわゆる不適切な事務処理問題が発覚したため、議会においてもこの問題の真相を明らかにする必要があるとのことから、本年6月の第2回定例会において特定事件調査として付託されたものであります。

本件につきましては、6月22日に1回目の委員会を開いた後、12月14日までの間に合計9回の委員会と5回の協議会を開催し、調査及び報告書の取りまとめの作業を行いました。

委員会におきましては、事実関係を明らかにする、問題点はどこにあったのかを明らかにする、責任の所在はどこにあったのかを明らかにする、再び同じような問題を起こさないようにするためにはどうしたらよいかを提言するという調査の方針に基づき、副市長、収入役ほか関係部課長の出席を求め質疑を行うとともに、関係資料の提出を求め調査を行いました。

その結果、12月14日の委員会において、お手元に御配付いたしました建設環境委員会特定事件調査報告書のとおり決定されたものであります。

なおこの日の委員会においては、この調査報告書を中間報告とすることとし、質疑を再開されたいとの動議が提出されましたが、この動議については、採決の結果、賛成少数により否決されております。

建設環境委員会特定事件調査報告書は、1、調査に至る経過、2、調査の方針、3、委員会における調査の概要と報告、4、市側が行った当事者職員及び地権者からの聞き取り、5、問題点の所在、責任の所在、再発防止への提言、6、総括の6章で構成されておりますが、市におかれましては今回の事件を教訓として、再発防止に向け最善の方策を講じられることを、ここに改めて求めるものであります。

詳細の報告につきましては、本報告書に記載したとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、建設環境委員会に付託された立野一丁目土地区画整理事業の施行についての調査結果の報告を終了いたします。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と調査結果の御報告を終了させていただきます。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○21番（大后治雄君） 立野一丁目土地区画整理事業の施行について伺います。

私どもの会派は、建設環境委員会に所属する議員がおりませんし、本報告書の作成に関しまして事前事後にわたり公式、非公式を問わず一切意見を求められたりしたこともなく何ら関与をしていないため、不明な点に関してこの場で委員長にお伺いするしかございませんので、質疑をさせていただきます。

この報告書では、問題点とともに責任の所在について比較的明確に述べられていることをまずは評価をしたいと思います。しかしながら一方それとは対照的に、不明確なまま残された、明らかにならなかった、確認するに至らなかったというような文言が散見されるのは非常に残念であります。

冒頭ですね、調査の方針として、再三にわたり明らかにするという文言を入れておきながら、かけ声倒れに終わってしまっているとか言いようがありませんが、そこでお伺いするものです。

まず第1点、不明な点が残ってしまった理由と原因。

次の第2点、不明な点を残してしまった責任の所在。

そして第3点、その打開策について、建設環境委員会の最高責任者としての御所見をお伺いいたします。

以上3点、お願いいたします。

○13番（関田 貢君） 今の質疑にお答え申し上げます。

私たち委員会としては、市側から提出された膨大な資料と質疑に対する答弁で事実関係が解明できたとする委員と、それでは不十分だとする委員との間での見解の相違があったことが一つあります。

2点目は、不明確な点とは、本委員会で直接当事者から話を聞けなかったことから、不明確なまま残されたといえると思っています。

それで3番目でしたか、委員会の総意をもって提言をまとめたとおりでありますので、御了承をいただきたいと、こういうふうに思っています。

以上です。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第66号議案 東大和市産業振興基本条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第81号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第82号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第83号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

立野一丁目土地区画整理事業の施行について、本件の調査について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時42分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第10 議第10号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第10 議第10号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第10号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第11 議第11号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第11 議第11号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 議第11号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例の提案を行います。

1ページめくっていただくと、条例案、提案理由、対照表が載っています。

東大和市税条例の第45条、市民税の減免の第1項に第7号として「前6号に掲げるもののほか、特別の事由がある者」を加え、市民税減税の対象を広げるものです。

付則として、この第7号の規定は平成20年4月1日から適用するというものです。

所得125万円以下の老年者の非課税措置が廃止されたことにより、本市では1,400人を超える市民に約2,000万円の増税となりました。65歳単身で営業所得125万円の方の所得税、市民税、国保税、介護保険料の負担は平成17年度12万8,400円だったものが、20年度には24万5,300円に膨れ上がります。余りにも重い負担となります。当該年の所得急増が見込めない場合、個々の生活実態に即して減免すべきです。

これは一つの例です。東京新聞のことし10月7日付の特集記事では、1970年代は一けた台だった当初所得での格差が、2001年以降急速に拡大し、2005年には4,000倍を超えたとしています。新たな貧困や耐震偽装事件に見られるように、規制緩和がもたらした新たな社会犯罪が広がるもとの、特別な事由がある者という規定を加えることで減免規定を弾力的に運用できるようにすべきです。

立川市、東村山市、昭島市、瑞穂市、小平市、武蔵村山市の周辺6市の市税条例または市税賦課徴収条例を調べたところ、立川市、東村山市、昭島市、瑞穂市の4市で特別な理由、（「町」と呼ぶ者あり）あるいは特別な事由での減免規定がありました。

東大和市でも特別な事由がある者の規定を加える条例改正を行うことで、厳しさを増す市民の生活を支えるという市議会の意思を示すべきだと考えます。

以上で提案理由とします。

今の提案のうち、「瑞穂市」としたところを「瑞穂町」と訂正します。よろしく願います。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○21番（大后治雄君） 本改正案の御提案は、減免ということに関しまして新たなメニューを加えるための根拠と、それから減免取り扱い基準を硬直化させないための措置であろうと思います。御提案の趣旨には十分賛同できる所なんですが、メニューの中にですね、メニューを加えるというようなことに、法令の形として

若干ちょっと違和感があるということと、それからその取り扱いを市長に白紙委任することになって、減免をするもしないも市長次第ということになるのではないかということが危惧されることです。

そこです、ほかの自治体ではその点をどうやって担保しているのか伺うとともに、その点を本改正案ではどう担保されるのかということで2点伺いたいと思います。

○3番（尾崎利一君） 他の自治体では、この特別な理由もしくは特別な事由ということで市税条例で減免の対象を記して、そしてその内容については減免基準において定めるといふふうになっています。

それで今回の市税条例の改正についてですけれども、特別な事由ということで第7号を加えただけで提案理由の趣旨がそのまま生かされるのかという点については、これは必ずしもそうなるとは限らない。ただ市議会として、今の市民の状況が非常に厳しくなっているという状況のもとで、市に対して何らかの減免措置の弾力化を図る必要があるという意味を市議会として市に示すと。そして今後の中でその提案趣旨について実現していく足がかりをつくるということになると思います。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。（発言する者あり）

静粛に。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第11号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決めます。

---

## 日程第12 議第12号議案 柏崎刈羽原子力発電所の徹底的な安全確認を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第12 議第12号議案 柏崎刈羽原子力発電所の徹底的な安全確認を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[ 4 番 粕谷久美子君 登壇 ]

○4番（粕谷久美子君） ただいま議題となりました議第12号議案 柏崎刈羽原子力発電所の徹底的な安全確認を求める意見書についての提案説明を行います。

本年7月16日に起きました新潟県中越沖の地震により、柏崎刈羽原子力発電所が大きな被害に遭ったことは多くの人が周知するところです。地震発生直後にテレビから原子力発電所内の黒い煙が立ち込めている映像が流れ、見ている者を不安にさせました。その後原子力発電所6号機で放射性物質が漏れていたことなど、原子力安全保安院に報告された事実もあります。

実際今回の地震は、設計時に想定した基準をはるかに超えるものであり、原子炉圧力容器、炉心、配管、格納容器などは耐震重要度分類が重要・最重要な施設・機器に、材料の弾性限界を超える力が作用したことも考えられます。

各機器にはマージン・安全係数をとっていることから、想定基準を超えたらすぐに壊れることはない。計算上の最強地震（S1）以上の揺れにあったのなら、非常用炉心冷却系などの最重要クラス機器は取りかえた方が安全とされています。重要クラスの機器の取りかえや補修をせずに再利用可能なのは、設計用最強地震（S1）以下の場合と言われています。

地震を引き起こした断層は、1988年、柏崎刈羽原子力発電所の設置許可申請の際に出された見解と違っていても経済産業省の作業部会でも報告されています。そして見解を改めて活断層であるという報告書も出されています。設計申請を行った当時は万全に設計したとしても、活断層の存在を考慮していないもので、今回の地震は当時想定していない損傷も考えられます。施設内でのことであるにせよ、放射性物質が漏れていたなど報告され、目には見えないものであり地域住民の不安ははかり知れません。

こうしたことから、1、今後行う圧力容器内を初めとする全施設の徹底的な損傷状況調査、敷地地盤に関する詳しい科学的調査、運転再開についての判断は客観的な科学的・技術的見地から行うこと。2、その結果は広く公表し、政府や事業者に偏ることなく、地域住民の意見も尊重した公正な立場の人たちによって、徹底的な安全確認が実施できるようにすることを本市議会は政府に対し強く要望するものです。

以上を提案するものです。多くの御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[ 4 番 粕谷久美子君 降壇 ]

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[5 番 長瀬りつ君 登壇]

○5 番（長瀬りつ君） 議第12号議案 柏崎刈羽原子力発電所の徹底的な安全確認を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

本年7月16日に起きてしまった新潟中越沖地震により、東京電力所有の7基の原発が停止しています。当時3基は点検中でとまっておりましたが、被害は7基とも大きささまざまな2,000カ所以上にも及ぶものであり、原子炉そのものの調査はこれからで被害状況はわかっていません。

当初詳しい情報がなかなか得られなかった泉田新潟県知事は、周辺住民すべてを避難させる事態も想定していたそうです。突然の大災害に見舞われ、それだけでも大変な状況にある人たちにとって、原発が一体どうなっているのか全くわからない空白の時間は、とてもおそろしく命が縮む思いだったと聞きました。

またこの地震で自動停止した7号機の排気筒から、2日間にわたって沃素の放射性同位体などが大気中に放出され続けていたことも報道されています。自動停止後の手順ミスによる送風機の切り忘れが原因でした。そしてかたい岩盤以外の場所に建てられた附帯施設では、地盤沈下により高压電線が折れ、ショートして起きた3号機の変圧器火災など、地震によるトラブルは63件に上りました。

また先日12月6日付の朝日新聞によりますと、この柏崎刈羽原発建設時に、今回の地震を引き起こした可能性を指摘されている活断層を過小評価して耐震設計していたことを認める報告を、経済産業省の総合資源エネルギー調査会作業部会でしたとのこと。地震後さまざまに報道されたことでもわかりますが、トラブルに対する東京電力の姿勢や対応のまずさ、相次ぐ不祥事は、原発周辺の住民はもちろんのこと、多くの国民の不信感を募らせるものでもあります。徹底的な調査と安全確認を実施し公表することを望み、この意見書提出に賛成するものです。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第12号議案 柏崎刈羽原子力発電所の徹底的な安全確認を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第13 議第13号議案 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第13 議第13号議案 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第13号議案 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第14 陳情の付託について

○議長（佐村明美君） 日程第14 陳情の付託を行います。

12月14日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、建設環境委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第15 閉会中の特定事件調査について

○議長（佐村明美君） 日程第15 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会から、お手元に配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第16 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第16 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に配付してあります議員派遣についてのお諮り閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成19年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時 1分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 長 瀬 り つ

署 名 議 員 中 間 建 二